

証券コード 7185
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目3番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長 野市 裕作

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さしまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪 北館タワーC
インターコンチネンタルホテル大阪2階 HINOKI

会場変更	本総会は、昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
------	---

3. 目的事項 報告事項

1. 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hirose-fx.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hirose-fx.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による事前の議決権行使を是非ともお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、安全上の理由により株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、2020年1月以降世界的な拡大をみせる新型コロナウイルスの影響により、先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、当社グループの関連する外国為替市場におきましては、英国のEU離脱問題や米中貿易摩擦問題といった変動要因はあるものの、全体的に小幅な値動きで推移していましたが、2020年1月初旬には、米国とイラクの対立による地政学的リスクの増加、2月初旬以降は、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響を受け、ボラティリティが高まりました。

この様な状況の中、当社グループは、ボラティリティが低い状況でも取引高を減少させないための取り組みとして、ボラティリティに合わせて素早く資金管理ができるFX計算ツールのリリースや、小さな値幅でもチャンスをつかみやすく短期売買に活用できる10秒足チャートのリリース等を行いました。また、ボラティリティが高まった際に必要となる顧客預り証拠金を増加させておくため、人気通貨ペアのスプレッドの縮小や広告宣伝方法の見直し等にも取り組みました。

上記のような取り組みを行っていたところ、新型コロナウイルスの世界的な拡大により為替相場が乱高下しボラティリティが高まったのをきっかけに、潤沢な資金を元に顧客が活発な取引を行ったことから、当社グループの年間の外国為替取引高は3兆8,632億通貨（前期比9.4%増）となりました。また、口座数は512,206口座（同6.1%増）に達し、顧客預り証拠金は61,234,521千円（同18.1%増）となりました。

年度前半はボラティリティが極めて低い状態が続いていましたが、2020年1月以降にボラティリティが急上昇したことで、当連結会計年度の営業収益は8,412,230千円（前期比0.4%増）、営業利益は3,024,996千円（同0.4%増）、経常利益は2,972,777千円（同0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,083,045千円（同5.9%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額41,144千円であり、顧客の利便性向上のためのシステム開発費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

ソフトウェア取得	31,260 千円
器具備品取得	4,103 千円
建物取得	5,780 千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より4,400百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであるということ等、金融商品として魅力的であることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

① 顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上に繋がる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

② 取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

③ ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、マス広告やWeb広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

④ 収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプションなど外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、2010年10月に、英国に連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD. を設立しました。また、発展が目覚ましいアジア市場の開拓のため、2012年10月に香港に連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを、2014年10月にマレーシアに連結子会社Hirose Financial MY Limitedを設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用・育成を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

⑦ コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年3月期)	第 15 期 (2018年3月期)	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
営 業 収 益	6,721,917 千円	7,671,961 千円	8,378,670 千円	8,412,230 千円
経 常 利 益	1,462,212 千円	2,552,968 千円	2,967,885 千円	2,972,777 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	880,333 千円	1,706,913 千円	1,967,801 千円	2,083,045 千円
1株当たり当期純利益	149.65 円	277.74 円	319.19 円	324.94 円
総 資 産	61,511,749 千円	75,303,956 千円	70,562,069 千円	87,581,991 千円
純 資 産	5,146,846 千円	6,752,239 千円	8,755,352 千円	10,624,185 千円

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。
 2 第14期の総資産、純資産には、子会社株式会社らいおん保育園を連結しております。
 3 第15期の総資産、純資産には、子会社ライオンコイン株式会社を連結しております。
 4 第17期の総資産、純資産には、子会社LION PAYMENT UK LTD.を連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年3月期)	第 15 期 (2018年3月期)	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年3月期)
営 業 収 益	5,753,761 千円	6,892,763 千円	7,609,508 千円	7,613,411 千円
経 常 利 益	1,301,481 千円	2,468,378 千円	2,867,749 千円	2,854,221 千円
当 期 純 利 益	611,817 千円	1,652,902 千円	1,924,354 千円	1,797,786 千円
1株当たり当期純利益	104.01 円	268.95 円	312.15 円	280.44 円
総 資 産	54,683,503 千円	68,890,170 千円	63,300,767 千円	80,606,239 千円
純 資 産	4,497,213 千円	6,052,111 千円	8,011,598 千円	9,620,531 千円

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
J F X 株式会社	317,000千円	100.0%	金融商品取引業
ライオンコイン株式会社	50,000千円	100.0%	仮想通貨交換業（予定）
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	6,317千ポンド	100.0%	金融商品取引業
HIROSE TRADING HK LIMITED	8,500千香港ドル	100.0% (100.0%)	金融商品取引業（予定） 出版事業
Hirose Financial MY Limited	1,500千USドル	100.0%	金融商品取引業
HIROSE FINANCIAL LIMITED	13,700千香港ドル	100.0%	取引システムの提供 カード決済事業
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	920千マレーシア リングギット	100.0%	コールセンター業務受託
LION PAYMENT UK LTD.	1ポンド	100.0%	カード決済事業（予定）

(注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。

2 出資比率欄の（ ）内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3 2020年3月31日現在において、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、金融商品取引業の営業を開始していません。

4 2019年5月28日に、LION PAYMENT UK LTD. を設立いたしました。

5 2020年3月31日現在において、LION PAYMENT UK LTD. は、営業を開始していません。

6 ライオンコイン株式会社は、2020年3月31日をもって解散いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引等の金融商品取引業であります。

(8) 企業集団の主要な拠点

① 当 社

本 社：大阪市西区新町一丁目3番19号MGビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

ライオンコイン株式会社（本社：大阪市西区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア）

HIROSE FINANCIAL LIMITED（本社：中国）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（本社：マレーシア）

LION PAYMENT UK LTD.（本社：英国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
84 名	6 名増

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
62 名	3 名増	36.3 歳	5.86 年

(注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。
2 平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。また、平均勤続年数は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み な と 銀 行	2,000,000 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000,000 千円
株 式 会 社 イ オ ン 銀 行	1,000,000 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000,000 千円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	1,000,000 千円
株 式 会 社 高 知 銀 行	800,000 千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	800,000 千円
株 式 会 社 新 生 銀 行	600,000 千円

(注) 2020年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,124,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,414,814株 (自己株式80,186株を除く。)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 17,239名
 (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
細合俊一	724,000株	11.28%
友延雅昭	567,000	8.83
渋谷誠一	430,000	6.70
石原愛	336,800	5.25
松井隆司	316,800	4.93
野市裕作	286,800	4.47
衣川貴裕	256,800	4.00
松田弥	216,800	3.37
村井昌江	201,000	3.13
Maicos International Company Limited	129,500	2.01

(注) 持株比率は、自己株式(80,186株)を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が4,500株、資本金が3,791千円、資本準備金が3,791千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2016年7月14日開催の当社取締役会において、長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力を更に高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	第3回新株予約権
発行決議日	2016年7月14日
新株予約権の数	5,950個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 595,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 701円
権利行使期間	2017年7月1日～2023年7月28日
行使条件	(注)
割当先	当社取締役 7名

(注) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、2017年3月期乃至2019年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合:30%
 - (b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合:60%
 - (c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
- 2 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 市 裕 作	HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役 ライオンコイン株式会社 取締役
取締役会長	細 合 俊 一	HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役
専務取締役	衣 川 貴 裕	内部管理部長 JFX株式会社 取締役 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役 ライオンコイン株式会社 取締役
常務取締役	友 延 雅 昭	業務本部長兼広報部長 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役
取締役	松 田 弥	管理本部長兼総務部長 JFX株式会社 取締役
取締役	石 原 愛	業務部長
取締役	松 井 隆 司	経営企画室長
取締役	古 草 鉄 也	市場管理担当
取締役 (監査等委員)	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	藪 内 正 樹	H&S法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	丸 茂 英 雄	神戸伊藤町法律事務所 共同代表弁護士

- (注) 1 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 2 取締役(監査等委員)津田和義氏、取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員)津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 取締役(監査等委員)津田和義氏、取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。
- 6 取締役会長細合俊一氏及び取締役古草鉄也氏は、2020年3月31日をもって、辞任により退任いたし

- ました。
- 7 代表取締役社長野市裕作氏及び専務取締役衣川貴裕氏は、ライオンコイン株式会社の取締役を兼職しておりましたが、2020年3月31日付で同社が解散したことに伴い、両氏は取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	8 名	500,033 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 （3 名）	15,600 千円 （ 15,600 千円）
合計	11 名	515,633 千円

- (注) 1 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
- 3 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額94,793千円（取締役（監査等委員を除く）94,793千円）を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2019年6月27日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対して476,437千円を支給しております。

なお、この金額には、上記①及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額476,437千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 津田和義

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該法人との間で取引関係はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 藪内正樹

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
H&S法律事務所の弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 丸茂英雄

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
神戸伊藤町法律事務所の共同代表弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,200 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,200 千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。

ロ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。

ハ. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

ニ. コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通報者保護に配慮することでその実効性を高めております。

ホ. 取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時取締役社長に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めております。

ロ. リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ハ. 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営企画室を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社経営企画室は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理本部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置しております。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、当該使用人に対して監査等委員の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査等委員以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
- ロ. 監査等委員会を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員会に報告することとしております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
当社子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員に報告することとしております。
また、当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ハ. 当社は、上記イ、ロの報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。
- ロ. 監査等委員は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。
- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
- (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
- (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
- (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
- (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
- (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

(c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組み内容を記載しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度においては、役職員に対しコンプライアンスプログラムに基づく社内研修の実施及び社外研修（セミナー）の受講、定期的なコンプライアンスマニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンス遵守に向けて全社での取組みを行いました。また、毎月1回のコンプライアンス委員会に加えて適宜コンプライアンス委員会の開催や内部監査を通じてコンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象が発生していないことを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり31円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	87,268,881	流 動 負 債	75,104,897
現金及び預金	11,693,551	外国為替取引預り証拠金	61,234,521
外国為替取引顧客分別金信託	48,353,110	外国為替取引顧客差金	263,468
外国為替取引顧客差金	16,758,615	外国為替取引顧客未払金	3,388,852
外国為替取引顧客未収入金	362,515	外国為替取引自己取引差金	1,016,450
外国為替取引差入証拠金	9,604,931	外国為替取引自己取引未払金	210,876
外国為替取引自己取引未収入金	119,727	短期借入金	7,700,000
貯蔵品	53,909	未払金	568,367
未収入金	46,594	未払費用	47,385
未収還付消費税等	244,314	未払法人税等	397,642
前払費用	34,823	賞与引当金	72,087
その他	3,746	その他	205,245
貸倒引当金	△6,960	固 定 負 債	1,852,909
固 定 資 産	313,110	長期借入金	1,000,000
有 形 固 定 資 産	109,116	長期未払金	779,254
建物	97,102	退職給付に係る負債	53,441
車両運搬具	2,457	資産除去債務	20,213
器具備品	9,557	負 債 合 計	76,957,806
無 形 固 定 資 産	66,318	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	62,151	株 主 資 本	10,596,901
その他	4,167	資本金	943,625
投資その他の資産	137,674	資本剰余金	504,935
長期前払費用	145	利益剰余金	9,175,064
繰延税金資産	98,329	自己株式	△26,723
差入保証金	29,867	その他の包括利益累計額	△29,987
その他	14,378	為替換算調整勘定	△29,987
貸倒引当金	△5,045	新 株 予 約 権	57,271
資 産 合 計	87,581,991	純 資 産 合 計	10,624,185
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,581,991

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
外 国 為 替 取 引 損 益	8,412,025	
そ の 他 の 営 業 収 益	204	8,412,230
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,387,233
営 業 利 益		3,024,996
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,317	
為 替 差 益	5,486	
そ の 他	1,046	7,849
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59,869	
そ の 他	200	60,069
経 常 利 益		2,972,777
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益		1,642
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		25,370
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,949,048
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	870,500	
法 人 税 等 調 整 額	△4,496	866,003
当 期 純 利 益		2,083,045
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,083,045

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当期首残高	939,834	501,144	7,284,329	△26,657	8,698,650	△4,628	61,330	8,755,352
当期変動額								
新株の発行	3,791	3,791	—	—	7,582	—	—	7,582
剰余金の配当	—	—	△192,310	—	△192,310	—	—	△192,310
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,083,045	—	2,083,045	—	—	2,083,045
自己株式の取得	—	—	—	△65	△65	—	—	△65
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△25,359	△4,059	△29,418
当期変動額合計	3,791	3,791	1,890,734	△65	1,898,251	△25,359	△4,059	1,868,833
当期末残高	943,625	504,935	9,175,064	△26,723	10,596,901	△29,987	57,271	10,624,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	79,732,674	流 動 負 債	69,151,506
現 金 及 び 預 金	9,973,829	外 国 為 替 取 引 預 り 証 拠 金	55,461,976
外 国 為 替 取 引 顧 客 分 別 金 信 託	42,644,110	外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	240,497
外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	16,735,638	外 国 為 替 取 引 顧 客 未 払 金	3,354,100
外 国 為 替 取 引 顧 客 未 収 入 金	327,763	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 差 金	1,016,450
外 国 為 替 取 引 差 入 証 拠 金	9,601,693	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 払 金	210,876
外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 収 入 金	119,726	短 期 借 入 金	7,700,000
貯 蔵 品	52,510	未 払 費 用	518,680
未 収 入 金	30,020	未 払 法 人 税	42,519
未 収 還 付 消 費 税 等	210,741	未 払 法 人 税 等	338,856
前 払 費 用	28,717	預 賞 与 引 当 金	203,048
そ の 他	7,922	預 賞 与 引 当 金	64,500
固 定 資 産	873,565	そ の 他	0
有 形 固 定 資 産	98,463	固 定 負 債	1,834,201
建 物	89,369	長 期 借 入 金	1,000,000
車 両 運 搬 具	2,457	長 期 未 払 金	769,316
器 具 備 品	6,637	退 職 給 付 引 当 金	47,467
無 形 固 定 資 産	50,626	資 産 除 去 債 務	17,418
ソ フ ト ウ エ ア	50,379	負 債 合 計	70,985,708
そ の 他	246	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	724,475	株 主 資 本	9,563,260
関 係 会 社 株 式	606,423	資 本 金	943,625
長 期 前 払 費 用	36	資 本 剰 余 金	504,935
繰 延 税 金 資 産	89,949	資 本 準 備 金	485,905
差 入 保 証 金	24,082	そ の 他 資 本 剰 余 金	19,030
そ の 他	9,025	利 益 剰 余 金	8,141,422
貸 倒 引 当 金	△5,043	利 益 準 備 金	1,100
資 産 合 計	80,606,239	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,140,322
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,140,322
		自 己 株 式	△26,723
		新 株 予 約 権	57,271
		純 資 産 合 計	9,620,531
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	80,606,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
外国為替取引損益		7,613,411
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,709,562
営業利益		2,903,848
営業外収益		
受取利息	953	
関係会社経営指導料	9,444	
貸倒引当金戻入額	263	
その他	524	11,185
営業外費用		
支払利息	59,869	
為替差損	743	
その他	200	60,812
経常利益		2,854,221
特別利益		
新株予約権戻入益		1,642
特別損失		
固定資産除却損	7,914	
関係会社株式評価損	244,090	
関係会社債権放棄損	22,852	274,858
税引前当期純利益		2,581,005
法人税、住民税及び事業税	786,376	
法人税等調整額	△3,156	783,219
当期純利益		1,797,786

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式			株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	939,834	482,114	19,030	501,144	1,100	6,534,846	6,535,946	△26,657	7,950,267	61,330	8,011,598
当期変動額											
新株の発行	3,791	3,791	—	3,791	—	—	—	—	7,582	—	7,582
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△192,310	△192,310	—	△192,310	—	△192,310
当期純利益	—	—	—	—	—	1,797,786	1,797,786	—	1,797,786	—	1,797,786
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△65	△65	—	△65
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△4,059	△4,059
当期変動額合計	3,791	3,791	—	3,791	—	1,605,475	1,605,475	△65	1,612,992	△4,059	1,608,933
当期末残高	943,625	485,905	19,030	504,935	1,100	8,140,322	8,141,422	△26,723	9,563,260	57,271	9,620,531

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岸野 勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安場 達哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

ヒロセ通商株式会社 監査等委員会

監査等委員 津 田 和 義 ㊞

監査等委員 藪 内 正 樹 ㊞

監査等委員 丸 茂 英 雄 ㊞

(注) 監査等委員津田和義、藪内正樹及び丸茂英雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金31円 総額198,859,234円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

2019年6月27日開催の第16期定時株主総会において選任いただいた取締役（監査等委員であるものを除く。）8名のうち、細合俊一及び古草鉄也の両氏は2020年3月31日付で辞任し、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い2名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	のいち ゆうさく 野市 裕作 (1978年7月31日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 管理部長 2008年2月 当社 取締役広報部長 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役（現任） 2019年4月 当社 代表取締役社長（現任）	286,800株
2	きぬがわ たかひろ 衣川 貴裕 (1978年1月6日生)	2004年5月 当社 入社 2007年5月 当社 取締役業務IT担当 2007年10月 当社 取締役管理本部担当 2008年2月 当社 取締役内部管理部長 2009年6月 JFX株式会社 取締役（現任） 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役（現任） 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役（現任） 2015年6月 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役（現任） 2015年6月 当社 専務取締役内部管理部長 （現任）	256,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	とも のべ まさあき 友延 雅昭 (1967年9月23日生)	2004年3月 当社設立 取締役監査担当 2007年10月 当社 取締役内部監査担当 2008年2月 当社 取締役本部長 2008年6月 当社 常務取締役業務本部長 (現任) 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役 (現任) 2015年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 (現任) 2019年4月 当社 広報部長 (現任)	567,000株
4	まつだ わたる 松田 弥 (1958年8月19日生)	2004年6月 当社入社 管理部長 2007年5月 当社 取締役管理部長 2007年10月 当社 取締役総務本部担当 2008年2月 当社 取締役管理部長 2010年6月 JFX株式会社 取締役 (現任) 2014年4月 当社 取締役管理本部長 兼総務部長 (現任)	216,800株
5	いしはら あい 石原 愛 (1976年1月16日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務本部統括部長 2008年2月 当社 取締役業務部長 (現任)	336,800株
6	まつい たかし 松井 隆司 (1976年10月7日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務部長 2008年2月 当社 取締役経営企画室長 (現任)	316,800株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	つだ かずよし 津田 和義 (1966年1月13日生)	1990年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2003年8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年3月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務所開設 代表(現任) 2008年8月 当社 社外監査役 2010年9月 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外監査役 2015年3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役(現任) 2016年6月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株
2	やぶうち まさき 藪内 正樹 (1973年10月3日生)	2001年10月 宮内法律事務所 入所 2006年6月 近畿財務局(任期付公務員) 2010年4月 藪内法律事務所開設 代表 2010年9月 当社 社外監査役 2016年6月 当社取締役[監査等委員](現任) 2018年4月 H&S法律事務所入所(現任)	一株
3	まるも ひでお 丸茂 英雄 (1972年9月7日生)	2008年12月 弁護士登録(兵庫県弁護士会) 2008年12月 井関法律事務所 入所 2014年7月 近畿財務局(任期付公務員) 2016年7月 神戸伊藤町法律事務所 開設 共同代表(現任) 2017年6月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 2 津田和義氏、簗内正樹氏及び丸茂英雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は津田和義氏、簗内正樹氏及び丸茂英雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3 津田和義氏は、公認会計士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 4 簗内正樹氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 5 丸茂英雄氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- 6 当社は、津田和義氏、簗内正樹氏、丸茂英雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上

グランフロント大阪内 インターコンチネンタルホテル大阪への行き方

インターコンチネンタルホテル大阪 2F HINOKI

2F連絡デッキ

JR大阪駅
2F中央北口
アトリウム広場
より直結

受付・会場 2F
ホテル入口 1F

ナレッジ
プラザ
(吹抜空間)

エスカレーターで1Fへ

グランフロント大阪北館

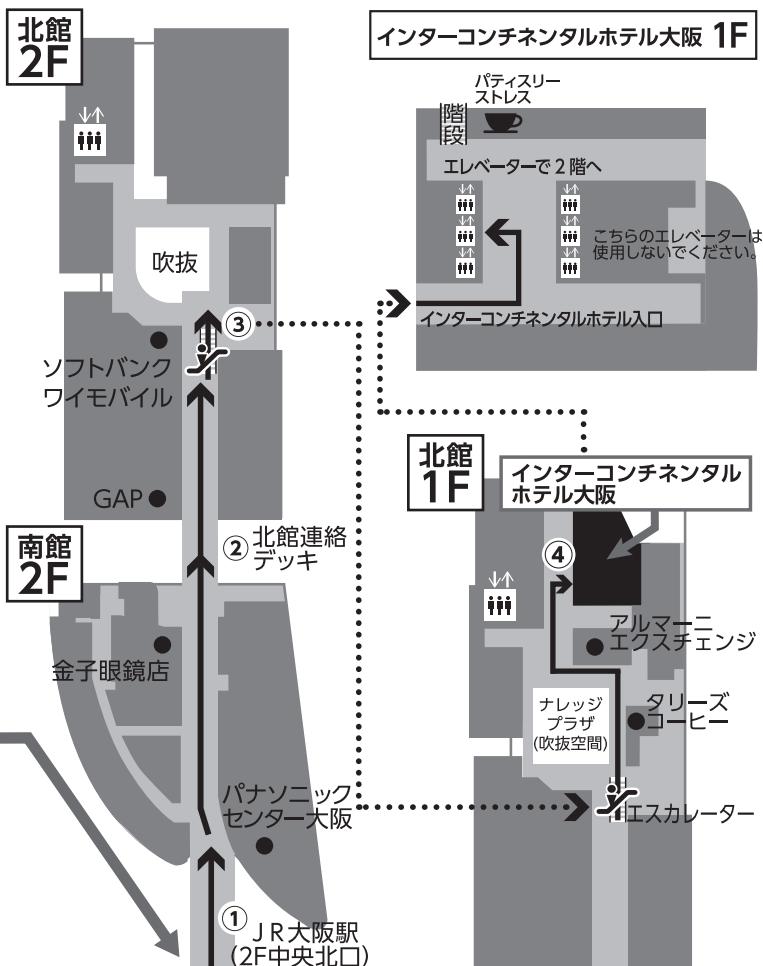
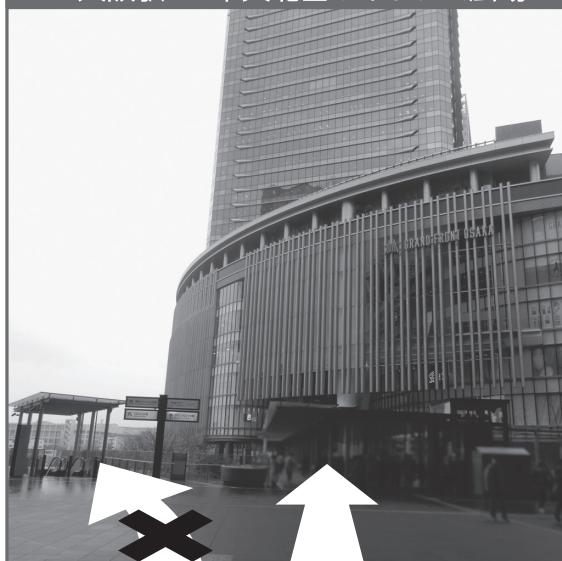
グランフロント大阪南館

※株主総会会場は、グランフロント大阪北館にございます。
グランフロント大阪北館2階には、インターコンチネンタルホテル大阪への入口はございません。1階にホテル入口がございます。

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

- ① JR「大阪駅」(2F中央北口)より
連絡デッキを通りグランフロント大阪南館2Fへ
- ② 南館2Fを直進して、北館連絡デッキを通り北館へ
- ③ エスカレーターで1Fへ
- ④ インターコンチネンタルホテル大阪入口へ

JR大阪駅 2F中央北口 アトリウム広場



インターコンチネンタルホテル大阪 1F

パティスリー
ストレス

階段

エレベーターで2階へ

階段

こちらのエレベーターは
使用しないでください。

北館
1F

インターコンチネンタル
ホテル大阪

階段

アルマーニ
エクステンション

ナレッジ
プラザ
(吹抜空間)

タリーズ
コーヒー

エスカレーター

① JR大阪駅
(2F中央北口)

② 北館連絡
デッキ

③

④

北館
2F

南館
2F

北館
1F

吹抜

ソフトバンク
ワイモバイル

GAP

金子眼鏡店

パナソニック
センター大阪

パティスリー
ストレス

階段

エレベーターで2階へ

階段

こちらのエレベーターは
使用しないでください。

北館
1F

インターコンチネンタル
ホテル大阪

階段

アルマーニ
エクステンション

ナレッジ
プラザ
(吹抜空間)

タリーズ
コーヒー

エスカレーター

① JR大阪駅
(2F中央北口)

② 北館連絡
デッキ

③

④

北館
2F

南館
2F

北館
1F

吹抜

ソフトバンク
ワイモバイル

GAP

金子眼鏡店

パナソニック
センター大阪

パティスリー
ストレス

階段

エレベーターで2階へ

階段

こちらのエレベーターは
使用しないでください。

北館
1F

インターコンチネンタル
ホテル大阪

階段

アルマーニ
エクステンション

ナレッジ
プラザ
(吹抜空間)

タリーズ
コーヒー

エスカレーター

グランフロント大阪 北館 インターコンチネンタルホテル大阪 2F HINOKI

大阪市北区大深町3番60号

※1Fのホテルフロント横のエレベーターより2Fへ行くことができます。
 ※開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。

グランフロント大阪 北館への行き方



- ▲ JR 「大阪駅」(2F中央北口) 徒歩 約 5 分
- ▲ 阪急 「大阪梅田駅」(茶屋町口) 徒歩 約 8 分
- ▲ 地下鉄御堂筋線 「梅田駅」(5番出口) 徒歩 約 8 分

阪神「大阪梅田駅」、地下鉄谷町線「東梅田駅」、地下鉄四つ橋線「西梅田駅」ともに地下道経由でJR大阪駅中央口(改札)方面へ。その後、案内に従って2F中央北口方面へお進みください。

← グランフロント大阪内のルートは前ページをご覧ください

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による事前の議決権行使を是非ともお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの影響により、本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。